

山形地方検察庁鶴岡支部

検察官 検事 梅津 秀貴 殿

和多田 惇

不起訴処分に対する異議申立書

私から平成 26 年 7 月 16 日付け事件番号 H 2 8 - 1 0 0 0 6 8 号により刑事告訴した被疑者が五十嵐幸枝、罪名が信用毀損及び業務妨害の被疑事件で、平成 28 年 7 月 29 日付けの鶴岡支部 2 0 1 2 6 号及び同年 8 月 9 日付け鶴岡支部 2 0 1 2 8 号で通知のあった処分通知書及び不起訴処分理由通知書で通知のあった処分区分及び不起訴処分理由につき、下記の事項の異議を申し立てます。

記

(異議申立内容)

- 1 平成 26 年 7 月 16 日付けで、下記事実を告訴した。
 - (1) 私が一度も行っていない場所の被疑者五十嵐幸枝宅の周辺で、私による被疑者五十嵐幸枝に対するストーカー行為があったとする虚偽の事実無根の事件を、被疑者五十嵐幸の面前に居た公益財団法人山形県企業振興公社職員である永岡仁及び私を含む計 10 名の会合参加者の会合の席で、全ての参加者に聞こえる声で当該ストーカー行為があったとして参加者全員に伝えた。
 - (2) 上記 (1) の会合の席で、山形県から一般社団法人山形県中小企業診断協会（以下、「山形県診断協会」という。）の代表理事である被疑者五十嵐幸枝に同会員の私・和多田惇を辞めさせるよう求められたとして、被疑者五十嵐幸枝は、上記発言に基づく私の山形県診断協会からの辞任を求め、同時に山形県からの当該辞任要請の事実を会合参加者全員に伝えた。
- 2 さらに、鶴岡警察署捜査員山田氏から私に同署訪問要請があり、平成 27 年 2 月 26 日に午前 9 時 30 分から午後 0 時 50 分までの間、私は同署を訪問し、同署内で被害者としての供述書を作成及び署名し、警察署に提出した。その時の供述した内容は、概ね次のとおりであった。
 - (1) 余目響きホール 2 階会議室での警察官呼び出し事件
山形診断協会と山形県針葉保証協会が計画共催した事業者を対象とした無料相談会を、平成 25 年 9 月 27 日（金）に、庄内町にある「余目響きホール」2 階会議室で開催した。当該相談会には私も山形県診断協会に相談員として担当する旨の申込をした。
相談日当日は、私が担当する相談者も来ることになっていたもので、相談日当日に私は、当日の会場となる相談室に入ろうとした時に、山形県診断協会の代表理事である被疑者から私に対して、突然次のような発言があった。

「ここに来ないといっていたのではないですか。帰ってください。この部屋に入らないでください。入るのであれば警察を呼びます。」

とのことであった。私からは

「どうぞ呼んでください。ところで何の罪で警察を呼ぶのですか？居宅侵入罪ですか？」

との間に返答はなかった。この時点では、山形県信用保証協会の担当相談員2人は、この場にはまだ来ていなかった。当該事件の場に居た人物は、五十嵐幸枝、私・和多田惇、当診断協会法人の監事である竹川敏雄、及び会員診断士の渡邊明代の計4人である。特にこのうちの竹川敏雄は、山形県診断協会法人の法定監事となっており、業務監査及び会計監査を行う立場にあった。この場に居た人物のうち、事件を証明できる立場にある者は、竹川敏雄、及び渡邊明代の2人である。

(2) 上記(1)以外の告訴状の内容に関する追加記述事項

- 3 告訴人の私は、上記1及び2の事項が被疑事件の内容と認識していたが、貴庁からの告訴に対する処分通知書及び不起訴処分理由告知書と上記1の告知事実及び上記2の供述内容を含む告訴事項と処分の対象となった被疑内容との対応関連が不明なため、8月24日に不起訴記録の閲覧申請を行いました。その申請結果の貴庁からの通知は、「申請に係る記録等の閲覧には応じられない」とするもので、私が望む供述書を含む告訴事項と被疑事件内容との対応関係は不明のままであった。
- 4 上記3の貴庁からの告訴に対する処分通知を受けて、平成28年8月16日に、鶴岡検察審査会に本事件全体についての審査申し立てを行った。その申立に対する同年12月15日付けの審査結果書に記載されていた被疑事実の要旨に記載されている対象被疑事件は、上記1及び2の中の同1の(1)の「ストーカー事件」に関する被疑事件のみであることが判明した。
- 5 よって、貴庁から通知を受けた「不起訴処分理由通知書」上の被疑事件は、上記1の(2)及び2の(1)が被疑事件対象から外されていることは明らかになった。もとより不起訴処分の理由通知書記述範囲は、上記1及び2の告訴事実及び供述書を対象とすべきであると考える。
- 6 上記2の(1)の「警察官呼び出し事件」については、捜査機関による捜査期間中に、事件起訴の消滅時効が到来してしまっているため、起訴対象としなかったかもしれないと考える。
- 7 しかし1の(2)の事件については、本来、捜査機関が行うべきと考えられる公務所への「捜査関係事項照会」に相当する回答書を、私が山形県から同年11月30日付けの文書で「回答書」を得ている。
その文書の回答は次のとおりである。
「照会のありました件について調査したところ、山形県が五十嵐幸枝氏に対して、山形県中小企業診断協会から和多田惇氏を辞めさせるように要請した事実はありません。」
以上は、私の内容証明文書要請に対する山形県からの正式文書による回答書に記載された文言である。
この事実から明らかになったことは、被疑者が反証のための挙証を行わなければ、虚偽に基づく威力業務妨害等の罪が成立してしまうと考える。
- 8 私は、上記1及び2の事件について民事提訴を行うべく、私から被疑者に対して、不法行為に基づく損害

賠償請求した内容証明郵便物について日本郵便株式会社から、平成28年12月20日に被疑者に配達したことの配達証明書を受け取っている。私の当該請求に対して被疑者からは、今のところ何らの抗弁がないので、虚偽の事実に基づく刑事上の威嚇業務妨害等の罪、及び民事上の不法行為が成立していると考えます。

9 以上、刑事不起訴処分に対して異議を申し立てると共に、消滅時効が援用される前に、上記1及び2の被疑事件に対して、可能な限り被疑者を起訴することを求めます。

複写

複写

複写

複写

複写

(付記)

差出人 〒998-0013
山形県酒田市東泉町4丁目13-16

受取人 〒997-0033
山形県鶴岡市泉町5番37号

山形地方検察庁鶴岡支部

検察官 検事 梅津 秀貴様

和多田 惇



この郵便物は平成29年1月8日
第10275710944号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2017010815333700100000 号

3 / 3 頁

